契約時の課税事業者届出書の提出が不要になります

**(令和３年４月より)**

前橋市、前橋市水道局発注の工事、業務委託及び物品（印刷製本類のみ）、役務等業務の契約締結時に、落札者より「課税事業者届出書」または「免税事業者届出書」を提出いただいていますが、落札者の事務負担軽減のため、令和３年４月以降の締結から「課税事業者届出書」の提出は不要といたします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **令和３年３月までに契約** | **令和３年４月以降に契約** |
| **課税事業者** | **課税事業者届出書が必要** | **課税事業者届出書が不要** |
| **免税事業者** | **免税事業者届出書が必要** | **免税事業者届出書が必要** |

※免税事業者の方は引き続き「免税事業者届出書」の提出が必要です。

「免税事業者届出書」の提出がない場合、課税事業者として手続きを行いますので、免税事業者においては契約締結時に免税事業者届出書の提出漏れが無いようご注意ください。